

全国司法書士女性会FAX通信254号 (2012年6月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子
事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内
Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460
e-mail joseikai@aoitakigawa.com

滝実法務大臣に要望書提出！

大城 節子

2012年6月14日午後1時、法務省法務大臣室にて、就任されたばかりの滝実法務大臣に面会が許された。

滝実氏が前政権自民党の法務副大臣時代から全国司法書士女性会との交流は始まっている。聡明かつ明晰な頭脳の持ち主でありながら（であるからこそ）、温かで気さくなお人柄、私たち女性会役員一同が滝実ファンになった所以である。司法書士という職業柄、また、司法書士女性の立場からの陳情をたちまちご理解される様子は誠に頼もしい限りである。

とりわけ、「夫婦別姓」制度の実現は女性会が最も力を入れて活動している課題である。訴え続ける私たちに、「実現しないことがおかしいですね」と静かに微笑まれる。「現実が進行していますね」と事実婚が多いこともご理解されておられる。

その後、民主党候補として、厳しい衆議院議員選挙戦にも勝利され、再び法務副大臣に就任された。政権交代により別姓制度実現を期待されていたが、閣議決定に至らないままである現状、私たち全国司法書士女性会は法務大臣に就任された滝実氏に絶大なる期待をかけて別紙要望書を提出した。

（選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める）要望書
ならびに（司法書士懲戒制度改善に関する）要望書である。

後者要望書は、平成19年5月17日第1081号法務省大臣訓令により、懲戒権限を乱用する傾向の深刻な状況が続いていたが、平成22年9月9日法務省民二第2237号通知、平成24年4月25日事務連絡を得て運用改善がされてきた。しかし、なお、除斥期間の創設が議論の途中であることから、3年の除斥期間の創設を早急に求める。さらに、平成19年の訓令そのものの見直しを求める内容となっている。

(司法書士懲戒制度改善に関する要望)

法務大臣

滝 実 様

2012年6月14日

全国司法書士女性会

会長 大城 節子

「司法書士自治の尊重と公正・妥当な懲戒制度」を実現するため、緊急的には除斥期間の創設を、併せて、平成19年5月17日第1081号法務大臣訓令（以下「訓令」という）の全面的見直しを要望いたします。

第1 「訓令」後の状況

司法書士法（以下「法」という）47条は「司法書士法または司法書士法に基づく命令に違反したとき」のみ法務局に懲戒権限を与えているが、訓令が法47条の本来の司法書士懲戒制度の立法趣旨を越えて定められ、なおかつ、運用する法務局が、実質的処分理由がない場合にも、「訓令」が定める「別表」に形式的に該当することを理由として、懲戒権限を乱用する傾向が見られ、司法書士が適正に業務を行う業務環境に深刻な影響を与えていました。

第2 その後の改善

懲戒処分は『不実の登記を出現させたもの・依頼者または第三者に損害を与えたもの・司法書士として品位を害したもの』に限定し、単なる形式的違背で実害がなく且つ悪質性のないものについては処分をすることを要しないとする運用改善、加えて除斥期間の創設を必要とする旨要望を提出いたしました。

平成22年9月9日法務省民二第2237号通知が出され、懲戒処分の運用について、硬直的すぎる例が減少しました。しかし、なお除斥期間の創設は議論の途中であり、弁護士の除斥期間3年と比較しても早急なご対応を求めているところです。

第3 「訓令」の見直しが必要

仮に除斥期間の創設が実現したとしても、緊急避難的な運用による改善では、依然司法書士の執務姿勢に対する萎縮は緩和されず、より国民の権利保全に資する判断を害しかねない状況は改善されないままであることは言うまでもないことです。司法書士により専門性を発揮させ人権保護に寄与させるために、「訓令」の根本的・全面的見直しを要望いたします。

要 望 書

(選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める)

法務大臣

滝 実 様

2012年6月14日

全国司法書士女性会

会長 大城 節子

私たち、全国司法書士女性会は、下記の理由により、選択的夫婦別姓制度の早期実現を要望します。

理由

- 1、 少子化による人口減少社会を迎え、社会における女性の活躍が一層期待されます。女性にとって、働きながらの結婚、出産が障壁とならないようにするためには、「夫婦別姓制度」が必要です。
なぜならば、婚姻後の夫婦同氏を強制するわが民法（第750条）のもと、結婚に際し約97%の女性が氏の変更をしている現状では、婚姻前と婚姻後の人物が同一であることを説明するため、女性だけに大きな負担が強いられているからです。
- 2、 また、少子化社会の子供たちが結婚時期をむかえ、カップルの多くが一人っ子の長男長女であり、どちらの家庭においても氏の変更をよしとせず、したがって氏を変更することを望まないという理由で結婚できない又はしないカップルが増加しています。このままでは、結婚して子どもを産みたいと望む女性が減少し、少子化社会がさらに進み大きな社会問題となると考えます。
よって、一刻も早く、選択的夫婦別姓制度が実現し、それを望む人は、氏を変更せずに婚姻できる制度の創設が望まれます。
- 3、 国際的に活躍する人物の場合、パスポートネームで認識されます。
例えば、研究論文や著作を発表した時の氏名と、婚姻後のパスポートネームが変わっていると、それまでの業績が無と化すに等しい結果となる場合が起こり得ます。自己の発表論文や著書とパスポートネームが異なると同一人物と判断されないこととなり、大きな不利益が生じる結果、法律婚ができないでいるカップルを多数生むこととなります。
- 4、 さらに、国連勧告に従わず、選択的夫婦別姓制度を設けていない国は日本以外には見当たらない現状となっています。

公明党に要望書提出！

全国司法書士女性会・全国女性税理士連盟・日本弁護士連合会

大城 節子

2012年6月15日午前11時30分、衆議院議員第2会館会議室にて、公明党に対して、全国司法書士女性会・全国女性税理士連盟・日本弁護士連合会から、「選択的夫婦別姓制度」実現への要望書を提出した。（当会からは、滝実法務大臣への要望書と同様の要望書を提出した。）

公明党山口代表は急遽欠席されることになったが、松あきら副代表・池坊保子衆議院議員・党法務部会長大口善徳衆議院議員・党国会対策委員長魚住裕一郎参議院議員・古屋範子衆議院議員・竹谷とし子参議院議員の方々に勢揃い戴いた。

私達女性会からは、宮原副会長・鶴川副会長・大竹理事と大城が出席。全国女性税理士連盟からは吉栖照美会長のほか、役員の大久保倫子税理士・岩崎恵理子税理士・毛利麻子税理士が出席。

日本弁護士連合会からは、両性の平等に関する委員会の委員長伊藤和子弁護士・「別姓訴訟」弁護団の事務局長打越さく良弁護士が出席した。

平成8年法制審議会決定を尊重し一貫して夫婦別姓制度指示である公明党としては、超党派ではあるが公明党中心による議員立法をお考えとの発言を戴いた。制度がこのように長い間成立をみない状況を嘆かわしいことと共感が生まれたが、私共の活動への期待も寄せられた。（継続して頑張らなくてはならない。）

解散後、別姓訴訟弁護団の打越さく良（うちこし さくら）弁護士から、「議員立法提出との心強い発言を戴いて喜んでいます。停滞していた状況が打開されることを期待しています。弁護士連合会も一層頑張ります。」との感想が寄せられた。

